

【改正】(課税対象金額等の円換算)

- 66 の 6-4 内国法人が措置法第 66 条の 6 第 1 項、第 6 項又は第 8 項の規定により特定外国関係会社若しくは対象外国関係会社に係る課税対象金額、部分対象外国関係会社に係る部分課税対象金額又は外国金融子会社等に係る金融子会社等部分課税対象金額に相当する金額を益金の額に算入する場合における当該課税対象金額、部分課税対象金額又は金融子会社等部分課税対象金額及び同条第 10 項第 2 号に規定する部分適用対象金額又は金融子会社等部分適用対象金額の円換算は、当該外国関係会社の当該事業年度終了の日の翌日から4月を経過する日における電信売買相場の仲値（基本通達 13 の 2-1-2 に定める電信売買相場の仲値をいう。以下 66 の 6-21 までにおいて同じ。）による。ただし、継続適用を条件として、当該内国法人の同日を含む事業年度終了の日の電信売買相場の仲値によるものとする。
- (注) ただし書による場合において、当該内国法人が 2 以上の外国関係会社を有するときは、その全ての外国関係会社につき、当該電信売買相場の仲値によるものとする。

【解説】

- 1 令和 5 年度の税制改正において創設された「各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税」の対象企業に追加的な事務負担が生じること等を踏まえ、同改正以降、外国関係会社に係る所得の課税の特例（外国子会社合算税制）等に関する事務負担に配慮した改正が行われている。
- 2 令和 7 年度の税制改正においては、「各対象会計年度の国際最低課税残余额に対する法人税」及び「各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税」が創設され、同改正においても、引き続き、対象企業の事務負担に配慮した改正が行われている。
具体的には、外国子会社合算税制では、外国関係会社の各事業年度終了の日の翌日から 2 月を経過する日を含む内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、課税対象金額等（特定外国関係会社若しくは対象外国関係会社に係る課税対象金額、部分対象外国関係会社に係る部分課税対象金額又は外国金融子会社等に係る金融子会社等部分課税対象金額）を益金の額に算入することとされていたところ、改正後は外国関係会社の各事業年度終了の日の翌日から 4 月を経過する日を含む内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、課税対象金額等を益金の額に算入することとされた（措法 66 の 6 ①⑥⑧）。
- 3 ところで、内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、外貨建取引についての円換算は、その取引を計上すべき日における電信売買相場の仲値（T.T.M）によることを原則としている（基通 13 の 2-1-2）。
- 4 このことを踏まえ、外国子会社合算税制により益金の額に算入される課税対象金額等や受動的所得の合算課税に係る適用免除基準における

部分適用対象金額又は金融子会社等部分適用対象金額の円換算についても、その外国関係会社の各事業年度終了の日の翌日から2月を経過する日における電信売買相場の仲値によることを改正前の本通達において明らかにしていたところ、上記2のとおり課税対象金額等の益金算入時期が見直されたことに伴い、その円換算についても外国関係会社の各事業年度終了の日の翌日から4月を経過する日における電信売買相場の仲値による改正を行った。

- 5 なお、上記2の改正は、内国法人の令和7年4月1日以後に開始する事業年度に係る適用対象金額及びその適用対象金額に係る課税対象金額、部分適用対象金額及びその部分適用対象金額に係る部分課税対象金額並びに金融子会社等部分適用対象金額及びその金融子会社等部分適用対象金額に係る金融子会社等部分課税対象金額（その内国法人に係る外国関係会社の同年2月1日以後に終了する事業年度に係るものに限る。）について適用することとされており（令和7年改正法附則50①）、この場合には改正後の本通達の取扱いによることになる。また、内国法人の同年4月1日前に開始した事業年度に係る適用対象金額及びその適用対象金額に係る課税対象金額、部分適用対象金額及びその部分適用対象金額に係る部分課税対象金額並びに金融子会社等部分適用対象金額及びその金融子会社等部分適用対象金額に係る金融子会社等部分課税対象金額については、なお従前の例によることとされており（令和7年改正法附則50①）、この場合には改正前の本通達の取扱いによることになる。
- 6 上記5の適用関係を原則としつつ、内国法人の同日前に開始した事業年度に係る適用対象金額及びその適用対象金額に係る課税対象金額、部分適用対象金額及びその部分適用対象金額に係る部分課税対象金額並びに金融子会社等部分適用対象金額及びその金融子会社等部分適用対象金額に係る金融子会社等部分課税対象金額（その内国法人に係る外国関係会社の令和6年12月1日から令和7年1月31日までの間に終了する事業年度（その事業年度終了の日の翌日から4月を経過する日を含むその内国法人の事業年度が同年4月1日以後に開始するものである場合に限る。）に係るものに限る。）については、改正後の措置法第66条の6の規定を適用することができることとされており（令和7年改正法附則50②）、この場合には改正後の本通達の取扱いによることに留意が必要である。